

# 公益認定等委員会だより



内閣府公益認定等委員会

詳しい公益法人制度の内容や申請手続きについては

国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト  
公益法人  nformation

をご覧ください

<https://www.koeki-info.go.jp/>

## 目次

■ P.2~3

システム担当からのお知らせ(第2回)

■ P.4

「公益認定等総合情報システム」によって閲覧請求をした場合に一部個人情報が提供されていたことについてのお詫び

■ P.5

公益認定申請サポート・法人運営相談等について

# システム担当からのお知らせ

## (第2回)

公益法人及び公益目的支出計画実施中の一般法人、  
公益認定申請中・申請予定の一般法人の皆様へ

前号に引き続き、今号においてもシステム操作の際のエラー回避方法についてご説明いたします。

これから事業報告又は公益目的支出計画実施報告書等を提出する予定の法人におかれましては、電子申請システムを操作する際に前号と合わせて以下についてもご留意いただきますようお願いいたします。

### 様式チェックエラー

N00300（入力した数値が上限を上回っています。）

【事業報告等の提出（C2-1）の手続】

C2-1レイアウト（本編）.xlsx（別紙4別表B（5）公益目的事業比率算定に係る計算表 第Ⅵ表、第Ⅶ表の各欄）において値を入力する場合



マイナス値で入力する必要があります。該当ない場合は空欄としてください。

#### 当該エラー頻出例

マイナス値ではなく、「0（ゼロ）」を記入したため、「N00300」エラーが発生した。

### 様式チェックで異常が発生しました。

- 他の手続で使用した類似の様式を転用している。  
（例：C2-1の手続において、B4-1用の「個別事業の内容について」をそのまま使用）
- C2-1レイアウト（本編）.xlsxの「役員等名簿」シートの「郵便番号」欄に、7ケタの半角数字のみを記入すべきところ、ハイフン（-）を付けて入力している。

## その他の問合せ

公益法人の場  
合

事業報告等の提出（C2-1レイアウト（本編）.xlsx）

● 「役員等名簿」で記入している役員数と、閲覧用シートの役員数が相違（少ない）している。

<主な原因>

「役員等名簿」の各表の行を追加する際に、表中の2行目以降の行を選択しコピーした後、コピーしたセルの挿入の操作を行っていない。（このため、表の右側にあるチェック用の数値等がコピーされない。）

<対応策>



表の右側にあるチェック用の数値等の部分のみ他行からコピーする。

（チェック用の数値は、メニュー「表示」>「改ページプレビュー」で表示されます）

注意：なお、各表の1行目には、閲覧用の名簿への転記に必要なコードが埋め込まれており、これを削除した場合には閲覧用の名簿に転記されません。この場合は復旧が難しいので御注意ください。（作り直しになる場合があります。）

### 参 照

PICTIS電子申請システム簡易マニュアル

- ・「C2-1事業報告等の提出（10ページ）」
- ・「B43-1公益目的支出計画実施報告書等の提出（12ページ）」

移行法人の場  
合

公益目的支出計画実施報告書の提出（B43-1レイアウト（本編）.xlsx）

● 別紙2の「公益目的支出の額」欄、「実施事業収入の額」欄の値が2倍になっている。

<主な原因>

B43-1レイアウト（本編）.xlsxの「共（4）」の作成が不要なのに、個別事業で記載すべき額と同額を記載したため、合計されて2倍の額となった。

<対応策>



「共（4）」シート内の入力を消去し、「表紙」シートの「共（4）」欄の「○」印を削除してください。

システムに関する情報は、公益法人information、本誌「公益認定等委員会だより」、及びメールマガジンにてご案内いたしますので、確認をお願いいたします。

## 「公益認定等総合情報システム」によって閲覧請求をした場合に一部個人情報提供されていたことについてのお詫び

令和元年6月25日に公表しましたとおり、公益認定等総合情報システムによって閲覧請求をした場合において、一部法人に関し、住所が掲載された役員等名簿について提供可能な状態になっていました。関係する法人の皆様には、重ねてお詫び申し上げます。

また、本システムを御利用の皆様におかれましても、閲覧請求機能の停止により御不便をおかけしてしまいお詫び申し上げます次第です。

御迷惑をおかけして申し訳ございませんでした。

### 【経緯】

本年6月21日、本事案の判明を受け、直ちに閲覧請求機能を停止しました。その後、関係の65法人に対して、事案の説明とお詫びの連絡をしました。また、閲覧請求者51名に対して、お詫びの連絡をするとともに、当該データを保存している場合には削除していただくよう依頼しました。

### 【原因】

昨年度本システムの更改を行った際にシステムの設定を誤り、公益法人の「事業報告等の提出」に係る閲覧請求の対象文書として、住所を除いた役員等名簿を指定すべきところ、住所が掲載された役員等名簿を指定してしまいました。そして、そのまま本システムを運用フェイズに移行していました。

### 【システムについて講じた措置と再発防止策】

システムの設定を修正し、住所が掲載された役員等名簿は提供されないことを確認できたことから、8月21日午後閲覧請求機能を再開しました。

今後、システムの更改・改修を行うに当たり、個人情報など秘匿性が高い情報を取り扱う機能については、第三者の視点を入れた検査を行うなど、受入テストを強化し、再発防止に努めます。

# 公益認定申請サポート・法人運営相談等について

本誌情報の申込み・応募方法などの詳細は、こちらへ



<https://www.koeki-info.go.jp/>

公益認定の申請や公益法人の運営を支援するため、内閣府では、各種のサポートを無料で提供しています。公益認定申請を予定されている法人、法人運営（事業報告書の書き方、理事会・評議員会の運営、変更認定申請等）についてのご相談は、以下のサポートをご活用ください。

## ■ 公益認定申請・法人運営に関する内閣府相談窓口

### 窓口相談 《要事前申込》

これから公益認定の申請に着手される法人を対象に1回45分の窓口相談を実施しています。9月末から10月上旬にかけて、11月分の予約を受け付けます。公益informationトップページ→「窓口相談」

電話 03-5403-9558  
FAX 03-5403-0231  
メール sodan-juri.h7a@cao.go.jp

### 電話相談

公益認定申請や公益法人の運営に関し、専門相談員による電話相談を実施しています。

電話 03-5403-9669  
時間 平日10時～16時45分

## ■ 公益認定申請及び公益法人・一般法人の運営に関する相談会

内閣府が委嘱する相談員（弁護士、公認会計士等）による相談会を全国で開催しています。今後の開催予定は下記のとおりです。※1法人につき1時間程度《要事前申込》

公益informationトップページ→「法人向けセミナー・相談会などのお知らせ」  
9月25日（水）大阪第2回 大阪府大阪市 大阪科学技術センター

## ■ 国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト「公益法人information」(https://www.koeki-info.go.jp/)について

公益法人制度に関する各種情報（法制度、公益認定申請や法人運営サポート、寄附等）を掲載しています。個別の公益法人の検索もできます。トップページ→「公益法人とは」→「公益法人等の検索」

国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト  
公益法人information

| 公益法人とは                                       | 公益法人への寄附                                   | 公益法人になる                                   | 公益法人の皆様へ                                | 公益認定                                  |
|--|--|---|---|---------------------------------------|
| <b>公益法人とは</b><br>公益法人制度の簡単な解説。公益法人・移行法人の検索など | <b>公益法人への寄附</b><br>公益法人への寄附に係る税制優遇に関する情報など | <b>公益法人になる</b><br>公益認定を受けるために参考となる情報など    | <b>公益法人の皆様へ</b><br>公益法人・移行法人の運営に役立つ情報など | <b>公益認定等委員会</b><br>公益認定等委員会の答申や活動状況など |
| <b>内閣府公益法人 Facebook</b>                      | <b>内閣府公益法人 Twitter</b>                     | <b>法律・制度関連</b><br>公益法人制度関連法令やガイドライン・FAQなど | <b>内閣府公益法人 メールマガジン</b>                  |                                       |

### 活動紹介を希望する公益法人を募集しています

多くの方に公益法人の活動を知っていただく機会とするため、本誌（月1回発行）で、法人の活動紹介を行っています。掲載のご希望がありましたら、下記の連絡先までお問い合わせください。

Facebook、Twitter、メールマガジンでも公益法人に関する情報発信を行っています。

本誌についての問い合わせ先  
内閣府公益認定等委員会事務局広報係

電話 03-5403-9555  
メール: koueki-info@cao.go.jp